

7月は『社会を明るくする運動』強調月間です

『社会を明るくする運動』は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と、あやまちを犯した人の立ち直りについて理解を深め、それぞれ

することの大切さや、更生保護の活動について、デジタルツールも活用するなどして、広く周知し、理解を深めてもらうための取組

『社会を明るくする運動』

『社会を明るくする運動』

立ち直りを支える

立ち直りを支える

地域のチカラ

◎この運動が目指すこと

◎この運動が目指すこと

①犯罪や非行を防止し、安全で安心して暮らすこと

①犯罪や非行を防止し、安全で安心して暮らすこと

◎この運動において力を入れて取り組むこと

◎この運動において力を入れて取り組むこと

②犯罪や非行をした人が再び犯罪や非行をしないように、その立ち直りを支えること

②犯罪や非行をした人が再び犯罪や非行をしないように、その立ち直りを支えること

◎この運動において力を入れて取り組むこと

◎この運動において力を入れて取り組むこと

①犯罪や非行をした人の立ち直りを支え、再犯を防止

①犯罪や非行をした人の立ち直りを支え、再犯を防止

課 ☎ 83-2777

課 ☎ 83-2777

課 ☎ 83-2777

駅頭キャンペーン

7月3日(月)午前7時からJR奥多摩駅横広場にてセレモニーを行い、その後、奥多摩駅前・古里駅前において、保護司、更生保護女性会、民生・児童委員の方々が、協力を呼びかけ、啓発物品を配布します。

保護司

保護司は、犯罪や非行に陥った方の改善および更生を助けるとともに、犯罪の予防、青少年の非行防止などの地域社会の浄化活動に従事されています。

町内の保護司はつぎの方々です。

杉村 誠(二常 警)

佐久間 砂由利(丹三郎)

木宮 憲子(大丹波)

小峰 一郎(大氷川)

瀧島 肇(小丹波)

大澤 健(男(白丸))

※問い合わせは、福祉保健課 ☎ 83-2777

年金のお知らせ

3410)へお問い合わせください。

◇国民年金保険料に免除期間・納付猶予期間がある方へ

国民年金保険料の免除、納付猶予、学生納付特例の承認を受けられた期間がある場合、保険料を全額納めた方と比べ、老齢基礎年金(65歳から受けられる年金)の受け取り額が少なくなります。

将来受け取る老齢基礎年金を増額するために、免除などの承認を受けた期間の保険料については、10年以内であれば遡って納める(追納)ことができます。

ただし、免除などの承認を受けられた期間の翌年度から起算して3年度目以降の追納の場合、当時の保険料額に一定の加算額が上乘せられます。

詳しくは、ねんきん加入者ダイヤル(☎0570-003004)または青梅年金事務所(☎30-3410)へお問い合わせください。

また、免除申請ができる過去期間については、申請書を提出した日から2年1か月前の月分まで遡って申請することができます。

※問い合わせは、青梅年金事務所 ☎30-3410 住民課 ☎83-2182

◇年金の相談や受給手続きには事前予約をご利用ください

年金見込み額などのご相談や、年金の請求・受給者死亡などの手続きは、事前の予約をご利用いただくことで、スムーズに対応できます。ぜひご利用ください。

◎予約専用受付電話 ☎0570(05)4890 青梅年金事務所 ☎30-3410

〔受付時間〕午前8時30分〜午後5時15分(土日祝日および年末年始を除く)

◆予約の際は、基礎年金番号のわかる年金手帳や年金証書をご用意ください。

社会を明るくする運動

年金